

行田都市計画道路の変更（埼玉県決定）

都市計画道路中 3・3・2 号国道 125 号行田バイパスほか 3 路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等の交差の構造	
幹線街路	3・3・2	国道 125 号行田バイパス	行田市大字上池守字八木沼	行田市大字下須戸字長田	行田市大字小見字辻前通	約 7,500m	地表式	4 車線	23.5m	秩父鉄道と立体交差、幹線街路と平面交差 2 箇所	
	3・5・7	長野荒木線	行田市大字長野字天沼	行田市大字荒木字新堀	行田市大字小見字屋敷通	約 1,880m	地表式	2 車線	12m	幹線街路と平面交差 1 箇所	
	3・5・11	行田市駅通古墳群線	行田市大字谷郷字稻荷宮	行田市大字埼玉字富士山通	行田市佐間一丁目	約 2,880m	地表式	2 車線	12m	幹線街路と平面交差 4 箇所	
			なお、行田市中央地内に行田市駅南口駅前交通広場を設ける。								
3・5・14	常盤通佐間線	行田市大字和田字道下	行田市佐間一丁目	行田市忍一丁目	約 3,400m	地表式	2 車線	12m	秩父鉄道と立体交差、幹線街路行田市駅前通北谷線と立体交差、幹線街路と平面交差 4 箇所		

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

埼玉県では、本格的な人口減少、超高齢社会の到来等の社会状況の変化を踏まえ、「都市計画道路の検証・見直し指針」（平成 25 年 6 月）を定めました。

指針に基づき、都市計画道路の必要性、構造の適正さの再検証を行った結果、変更を行うものです。